

訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション

利用料金表

【利用者負担算出方法】

地域単価※1×単位数＝〇〇円(1円未満切り捨て)

〇〇円－(〇〇円×負担割合※2(1円未満切り捨て))＝△△円(利用者負担額)

※1 地域単価 2級地 10.88円 ※2 1割負担の場合:0.9 2割負担の場合:0.8 3割負担の場合:0.7

【介護保険給付の対象となるサービス自己負担となる利用料金】

項目	単位数	利用者負担額			備考
		1割負担	2割負担	3割負担	
訪問リハビリテーション費	307	334円/回	668円/回	1,002円/回	基本訪問時間は、1回20分×2となりますので2回分の料金となります。
短期集中リハビリテーション 実施加算	200	218円/日	436円/日	653円/日	退所・退院又は要介護認定日から3月以内
リハビリテーション マネジメント加算	180	A(イ) 196円/月	A(イ) 392円/月	A(イ) 588円/月	訪問リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直している場合。リハビリテーション会議を開催し、指定居宅サービス等の担当者との共有を図り介護の工夫に関する指導及び助言を行った場合。またLIFEの活用をしている事(ロ)
	213	A(ロ) 232円/月	A(ロ) 464円/月	A(ロ) 696円/月	
	450	B(イ) 490円/月	B(イ) 980円/月	B(イ) 1,469円/月	
	483	B(ロ) 526円/月	B(ロ) 1,051円/月	B(ロ) 1,577円/月	
移行支援加算	17	19円/月	37円/月	56円/月	対象期間において、訪問リハビリテーションによりADL・IADLが向上し、社会参加を維持できる他のサービス等に移行できる体制を整えている場合
サービス提供体制強化加算	6	(I)7円/回	(I)13円/回	(I)20円/回	理学療法士・作業療法士及び言語聴覚士の体制が整っている場合
	3	(II)4円/回	(II)7円/回	(II)10円/回	

【予防給付の対象となるサービス自己負担となる利用料金】

項目	単位数	利用者負担額			備考
		1割負担	2割負担	3割負担	
訪問リハビリテーション費	307	334円/回	668円/回	1,002円/回	基本訪問時間は、1回20分×2となりますので2回分の料金となります。
短期集中リハビリテーション 実施加算	200	218円/日	436円/日	653円/日	退所・退院又は要介護認知日から3月以内
サービス提供体制強化加算	6	(I)7円/回	(I)13円/回	(I)20円/回	医師がセラピストに対し訪問リハビリの目的に加えて留意事項、中止の際の基準、利用者に対する負荷等のうちいずれか1以上の指示を行っている場合
	3	(II)4円/回	(II)7円/回	(II)10円/回	

【その他利用料金】

交通費	サービス提供区域内	0円
	サービス提供区域外	通常の事業の実施地域を超えた所から片道1キロメートルあたり100円

※2021年9月30日までの請求については厚労省告示にて示されている基本報酬に0.1%を乗じた額を加えた額での請求となります。